

令和5年度第1回鶴岡市情報公開・個人情報保護審査会（会議概要）

日 時 : 令和5年11月10日（金） 10時～11時15分
場 所 : 鶴岡市役所 4階ロビー
出席者 : 眞田順久委員、布袋谷真弓委員、宮島昭子委員、佐藤光治委員
(欠席 犬塚晴夫委員)
(事務局)
総務部長 森屋健一
公文書管理室長 五十嵐一憲 公文書管理室 鈴木啓司、粕谷光希

1 開会

2 委嘱状の交付

挨拶（森屋総務部長）

3 会長、会長職務代理者の選出

（会長選出に係る事務局の考えについて委員から問いかけがあり、事務局案として眞田委員を提案し、満場一致で会長に選出された）

（会長挨拶）

（会長の指名により佐藤委員を会長職務代理者に選出）

4 情報公開・個人情報保護制度及び行政不服審査制度の制度概要について

（事務局から、制度の概要について説明）

（質疑なし）

5 情報公開条例及び個人情報保護条例の令和4年度施行状況について

（事務局から、前年度実績について説明）

（質疑）

- ・ 自然災害が頻発・多発する昨今、災害が発生し亡くなった方がいたような場合に、報道機関等が被災者の氏名などの情報提供を市に求めることがあると思うが、個人情報保護の規制との調整を要するものと認識する。このような災害の事例において、情報を入手したいと希望する方は、いずれの手段をとることができ、それに対してどのような決定がなされることとなるか。

→ 情報公開制度による開示請求が考えられるが、原則として個人情報は不開示情報であり、この手続において、個人の氏名等が開示されることは想定されない。個人情報保護法には例外的に個人情報の開示を可能とする規定があり、人の生命を守るために緊急を要する時などには情報提供ができる場合があるが、単なる災害被災者の情報はこれに当たらないと考えられる。結論として、情報公開制度等の手続では、報道機関等が求める個人に関する情報が開示されることは基本的に想定されない。

→ 他方で、災害発生時の行政による情報の公表については、別途の整理がなされるものである。本市においては、山形県のガイドラインを準用する形で対応することとし

ている。県ガイドラインにおいては、公表の対象となり得る個人を「安否不明者」「行方不明者」といった類型に分け、家族等による事前の同意の要否など公表の要件について定めている。DVの被害に遭っているなど住民基本台帳の閲覧が制限されている方はこの限りでなく、公表の対象外である。

6 その他
(特になし)

7 閉会